

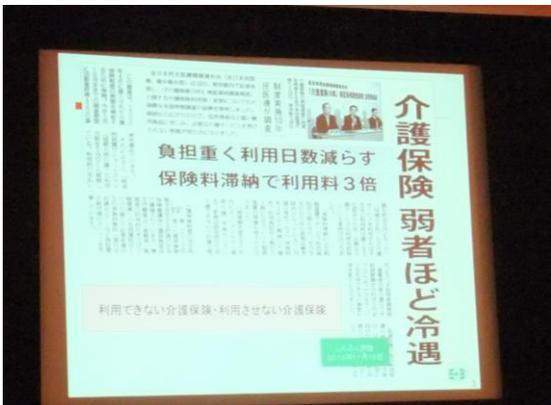
おおさか

ヘルパー労組連絡会NEWS

発行：おおさかヘルパー労組連絡会事務局 大阪市北区錦町2-2 国労会館1F

異議あり!介護保険見直し政策案
利用者・現場の声を届けよう

2・11介護シンポジウム



2月11日(祝)ニッショーホールで介護シンポジウムが開催され全国から200名が参加しました。

シンポジスト発言

○勝田 登志子（公益社団法人認知症の人と家族の会本部副代表理事）

認知症であっても地域でイキイキと暮らせているか、介護保険が出来て10年ますます難しくなる。社会保障審議会介護保険部会の委員をしているが、利用者の代表が少ない。軽度者を保険外にすることはとんでもない。周りの声を運動化していかないと、介護が勝手に儲けの対象にされてしまう。

○林 泰則（全日本民主医療機関連合会事務局次長）

政府の見直し案は、国の財政支出は増やさないと前提にして、利用者・家族の介護や生活、介護現場よりも財政事情を優先させ、公的責任をいっそう後退・縮小させる内容になっている。やっぱり「理念よりも金策」で、このままでは困難な人はより困難になる。

フロアーからの発言

- ・国が社会保障全体に攻撃をかけてきている時に分野ごとの運動になっていないか。保育・国保・障害者など横串をさしたような共同の運動が必要になっている。
- ・自分も以前、厚労省・社会保障審議会介護保険部会の委員をしていたが、利用者の立場で言うと「物が分かっていない」と圧力をかけられた。未利用者がなぜ利用できていないのか調査が必要。

- ・介護職員でもさらに低賃金なホームヘルパーの処遇を改善するには、直行直帰の働きかたをなくすしかないが、介護報酬が低すぎるために直行直帰でしか雇えない。介護職員処遇改善交付金を継続させ、4万円アップを実現させていかななくてはいけない。よりよい介護をするためには、介護労働者の処遇改善が必要。

まとめ 芝田 英昭（立教大学コミュニティ福祉学部教授）

財界が考える社会保障制度と、国が出してくるものがそっくりになっている。財界は公的な部分を産業化して社会保障をビジネス化しようとしている。しかし、生命や生活に関わることを産業化してはいけない。財界に対する運動にも取り組み、公的に事業所をふやしていかなければいけない。

2・10 厚生労働省要請行動

全労連と中央社保協は、2月10日(木)に厚生労働省要請行動を行いました。要請行動には、20名が参加し、厚生労働省からは、老健局の奥田氏をはじめ3名が出席しました。

要請項目に対する回答

①介護保険財政に占める公費負担を引き上げてください。

回答：介護保険制度は、共助の保険方式を採用している。国庫負担の引き上げは歯止めがなくなるため困難だ。基金の取り崩しで、保険料が増えないように工夫していく。

②軽度者の介護はずし、保険料や利用料の負担の引き上げはやめてください。

回答：軽度者に対する給付については、中・重度者に重点化すべきという意見と、軽度者には生活援助が必要という意見あり、慎重に検討していく。今回は、利用者負担増は盛り込まない方向で検討している。

③施設入所希望者の待機者をなくし、国や自治体の責任で介護基盤を充実してください。

回答：42万人の待機者のうち、介護度4・5の重度で入居が急がれる人は、6万数千人。これに対しては、平成21～23年度の、第4期介護保険事業計画に従って地域密着型の整備がすすめられると考えている。市町村の策定する整備計画に対して、施設の緊急整備のために、都道府県に基金を設置し、補助金と合わせて、16万人分の緊急整備を図る予定。302億円の特養ホーム整備予算をくんでいる。

④介護職員の処遇改善は「交付金」として拡充・継続してください。

回答：「介護職員処遇改善交付金」は、H23度末までの時限措置。介護報酬の改定の時期であり、交付金を継続するのか介護報酬とするのか検討中。介護職員に限られている点は、介護報酬で改善する方法もあるが、保険料に跳ね返るというデメリットもある。

⑤介護保険・高齢者医療制度等の「改正」法案については、通常国会への提出を断念し、国民的な議論で再検討してください。

回答：後期高齢者医療は、年齢で差別する問題点から廃止することになった。新制度については、国保に移行し、安定的な運営を確保するとしている。今国会に法案提出を予定している。地域包括ケアの推進、保険料を引き上げないなど、市町村の介護保険計画に入れる。療養型の廃止は延期する。介護職による痰の吸引を認めるという意見もある。

その他質疑応答

- 民主党の公約の4万円引き上げはどうなったのか。

回答：民主党のマニフェストで処遇改善4万円が示された。昨年度の報酬改定9000円、交付金で15000円の引き上げがあった。引き続き取り組みということで検討中。交付金には財源が必要になる。これまでは補正予算で行ってきた。政治判断となるので事務方としては言いにくい。

- 3%アップで賃金が引き上がったという実感が現場にはない。報酬でいった場合は、人件費に回らず、赤字の補填となるケース多い。次に報酬が上がっても労働者にまわる可能性は少なく、報酬を上げると保険料・利用者に跳ね返る。

回答：頂く意見の中では、決算内容の提示など、処遇改善に当てられたどうかの担保を取るべきというものがある。対象職種を広げれば、交付金の財源がさらに必要となることから難しいと考える。

- 交付金が始まって目に見えた形で、介護労働者や養成学校への入学者が増えるなどあるべきだが増えていない。介護人材不足の危機的な状況は変わっていない。この点に認識があれば、交付金を引き上げるべき。

回答：介護職員は増えているが、今後倍化する労働力の確保が必要となる。国家試験義務づけ延期など対処している。

- 観点が違う。介護が魅力的な仕事となっていない。

回答：まずは、処遇改善が必要だと考えている。賃金、ポストが上がっていくキャリアパス要件の義務づけを行っている。

- 養成校の定員は半分、高校の先生が進学を勧めない。賃金労働条件が低いからだ。

回答：分科会には基礎データを示す。生の声も今日のような場で聞く。

- 常勤換算では、正確な数値がでてこない。全体が非正規で低い賃金が放置されれば、社会的地位は向上しない。もっと、厚生労働省として切り込んでもらいたい。
- ヘルパーをしている。以前は70時間以上働いていたが、今は、50時間となっており、介護保険を利用者が使わなくなっている。年々働く時間が短くなっている。
- 財政のつじつまあわせが、サービスとサービス利用の縮小を生んでいる。介護については、現金給付をやめ、必要な現物給付ができるように厚生労働省からも意見を示すべきだ。
- 交付金は高く評価している。もし、報酬で処遇改善するなら、税金部分で、国庫負担を高め確保すべきだ。
- 介護報酬での処遇改善では、利用者負担に跳ね返り、労働者として要求もしにくかった。これが、交付金になり、賃金引き上げの要求を言えるようになった。交付金でやるしかない。
- 厚生労働省が積極的に、予算が必要だと、財務省等にも要請してってもらいたい。

なんですかこの「ペイアズユーゴー原則」というのは？



※歳出増又は歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、原則として、恒久的な財源を確保するものとする考え方（菅政権「財政運営戦略」）
「ペイ・アズ・ユー・ゴー原則」のもともとの意味
＝（飲み会などで）「自腹を切る」。国の財布は閉じたまま、あとは利用者・高齢者の「自腹」で

公的責任を後退・縮小
させ、さらに困難を拡大